

答弁書第二〇七号

内閣参質一九六第二〇七号

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出障害者差別解消法施行後の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員薬師寺みちよ君提出障害者差別解消法施行後の現状に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、地方公共団体において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十条の規定に基づく地方公共団体等職員対応要領（以下「対応要領」という。）の策定及び同法第十七条の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の設置が進むことは重要と考えており、引き続き、地方公共団体への周知等を通じて、対応要領の策定及び地域協議会の設置に向けた地方公共団体の取組を促進してまいりたい。

二について

御指摘の「同法の趣旨に合わない差別の実態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、今後、必要な検討を行ってまいりたい。

